

令和8年第3回教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和8年5月26日（金）午後3時30分～

2 場 所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3 出席者 教育長 鈴木 雅彦
委員 三浦 良忠
委員 山王丸 由利絵
委員 古仲 宗雲
委員 齊藤 幹

4 出席職員 教育総務課長 湊 留美子
こども未来課長 伊藤 昌人
教育総務課主幹 原 田 一生
教育総務課主幹 田口 貴久子
こども未来課主幹 三浦 大作
こども未来課主幹 千釜 由紀子

5 議事日程及び議案

日程第1 令和8年第2回会議録の報告・承認

日程第2 会期の決定

日程第3 教育長の報告その他事務事業の報告

日程第4 議事

議案第12号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第13号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第14号 男鹿市立小中学校通学区域に関する規則及び男鹿市立学校給食共同調理場等管理規則の一部を改正する規則について

議案第15号 男鹿市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第16号 旧払戸小学校解体工事請負契約の締結に関する意見について

日程第5 報告事項

(1) 教育委員会の定める規程の一部改正について

(2) 美里小学校統合準備委員会について

(3) 令和7年度社会福祉法人男鹿保育会の決算状況について

(4) いじめ・不登校の報告について

(5) 令和8年度男鹿市教育委員会委員学校訪問について

(6) クマ対策について

追加 男鹿市民憲章推進協議会の解散について

日程第6 その他

令和8年度教育委員会会議開催計画について

6 開会宣言 午後3時28分

7 会 期 (自) 令和8年5月26日
(至) 令和8年5月26日 1日間

8 閉 会 午後4時48分

【教育長】

皆様お疲れ様でございます。会議の開会前でございますが、皆様にご報告がございます。市議会3月定例会で、山王丸委員さんが教育委員会委員の再任について承認をいただきました。また5月22日には菅原市長より辞令をいただきました。

ここで、山王丸委員さんから一言ごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(山王丸委員あいさつ)

【教育長】

今日は午前中に市の総合防災訓練が若美地区を会場に行われました。屋内での訓練場所は美里小学校で、テントの設営や段ボールベッドの組み立て、或いは新聞紙でスリッパを作るというような、災害時に役立つ取り組みが行われておりました。美里小学校の児童49人も、大変よく頑張っておりました。閉会式での児童代表の挨拶も大変立派でした。この訓練の中で2つのことを学ぶことができたという具体的な話とともに、子供たちの話を聞く姿勢も非常に立派でした。いざというときに今日の訓練が役立つと、校長先生はじめ先生方も話をしておりました。とても充実した、内容の濃い防災訓練だったと思います。

【教育長】

それでは、ただ今から令和8年第3回教育委員会会議を開会いたします。

本日、全員ご出席でございますので定数は十分満たしています。

日程第1、第2回会議録の報告承認を議題といたします。

第2回の会議録の報告承認については、事前配布により内容確認していただいておりますので、説明を省略させていただきます。

委員の皆様からご署名いただきましたので、ご異議がないものと認めまして承認といたします。

【教育長】

次に、日程第2会期の決定を議題といたします。

会期につきましては本日1日ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それではご異議ないものとして会期は本日1日といたします。

【教育長】

次に、日程第3教育長の報告その他事務事業の報告に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課主幹】

(資料に沿って説明)

【教育長】

ただいま事務局から報告がありました。このことにつきましてご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。この中で2ページになりますけども、4月16日木曜日に青

森県八戸市で開催された東北都市教育長協議会に出席いたしました。研修では、東北6県の各市が共通して抱えている課題として、教員の働き方改革、中学校部活動の地域展開、不登校対応について情報交換が行われました。

どの市の教育長も大変難しい課題で苦慮しているという状況で、働き方改革については、国が求める時間数まで減らすことが厳しいというお話でした。

部活動の地域展開については、男鹿市は昨年度から全ての部活動で土曜日の活動を地域展開ということで、地域の方々、各競技団体にご支援いただきまして進めておりますが、まだ実施まで至っていない市もありました。指導する方の確保も含めて、なかなか難しいということのようでした。

不登校対応については、なかなか改善の方向には難しいということで、登校に至らないまま卒業してしまう事例が年々増えているというお話がいくつか聞かれました。男鹿市においても、今日この後報告事項の中に不登校についての報告が入っておりますが、何とかいい方向にもってきたい、不登校の改善に向けた取り組みに一層力を入れていきたいと考えております。

それでは、教育長の報告その他事務事業の報告につきましては、以上といたします。

【教育長】

それではこれより、審議に入ります日程の第4議事になります。

議案第12号「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

3ページをお開き願います。議案第12号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。

提案理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満3歳以上限定、小規模保育事業の創設に伴う規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の背景ですが、都市部において深刻化している3歳以上児の待機児童問題を解消するため、これまで2歳児未満限定であった小規模保育事業が、認可保育所並みの基準を満たせば、3歳以上児を保育できるよう国が制度化したものであります。条例上は国の方針に合わせて規定を整備しますが、本市では3歳児以上の受け皿が十分にあり、待機児童も発生していないことから、またわかみベビー園と船越こども園をはじめ、市内に3歳以上児から集団保育できる施設があり、連携が十分であることから、本事業は導入いたしません。

次のページをご覧ください。次のページから13ページまでの下線が引かれた改正箇所は、本事業の創設にあたり、最低基準の目的や、保育所等連携施設との連携、事業所等の内部規定。専門性の確保を目的とした、特定理学療法士の活用等の区分等の規定の追加となる改正内容となっております。施行期日は公布の日からです。説明は以上です。

【教育長】

ただいま事務局から説明がありました。このことにつきましてご質問ございましたらお願いいたします。

【教育長】

三浦委員さんどうぞ。

【三浦委員】

予め資料をいただいて、ここ最初にちょっと見ていこうかなと思ったんですけど、何かなかなか理解できなくて、どうやって考えたらいいのかなというのが、非常に迷ったという状態がありまして。先ほど説明していただいた、都市の3歳児以上の待機児童が多いからということで、対応するためにできた改正なんだと思うんですけど。この中で、ちょっと資料、こども家庭庁の縮小版といいますか概要というのをホームページで見つけたんですけど、結局この中で合わせようとして制定される内容というのは、2つ、地域限定保育士の一般制度化ということと、それから、3から5歳の子供のみを対象とする小規模保育事業の創設という、この2点に関連するような形で、市の条例も変えていこうというそういうような内容なんですかね。

【教育長】

千釜主幹どうぞ。

【こども未来課主幹】

はい。家庭的保育事業や特定教育・保育施設等に関する条例が議会ごとに改正され、私どもとしても理解が難しい部分もあります。現在、都市部などでの待機児童の発生や保育士不足といった課題がある中で、保育士の配置基準の特例措置を活用しながら、必要な受け皿を確保しております。また、小規模保育事業所における3歳児以上の受け入れについてですが、小規模保育は0歳から2歳児を対象とする制度ですが、待機児童の発生や離島など地域の状況に応じ限定的に3歳以上の受け入れを可能とした特例が全国的に活用できるよう改正されております。小規模保育施設は、先ほど課長の方から説明もありましたが、現在わかみベビー園が、0歳から2歳児の小さいお子さんを保育する施設で、19人以下の定員となっております。3歳以上の保育は、集団の活動が大切になってきます。この3歳以上児施設をやるにあたっては連携施設が必要になってきます。

連携施設を必ず設け、3歳以上のお子さんと交流を持たせるとか、連携先の施設から指導を受けるなど経過措置を設けず必ずやることになっております。

男鹿市では小規模保育施設を作った理由として、統合で、遠距離となる0から2歳児は、船越こども園まで行くには負担がかかるだろうということで、小規模の保育施設を設置しました。そして3歳以上に関しては集団の中での体験や関わりが小学校に向けて大切になってきます。遠距離の3歳以上児は、わかみベビー園に設置している保育送迎ステーションに登園して、船越こども園に園バスで移動。船越こども園が連携施設になっておりますので、0歳から2歳児は、小規模で保育、3歳になりましたら、保護者が希望するこども園、保育園で受け入れをします。そのようなことから3歳以上限定の小規模保育施設を設置することは考えておりません。この条例は、今後例えば、いづみ幼稚園さんなどの事業所の方でこの事業をやりたいとこのために、条例のほうを国に合わせて整備しております。

【教育長】

詳しい説明ございましたけども、よろしいでしょうか。

他にご質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【教育長】

それではご質問ないようですので、議案第12号は異議なしとすることで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】

それではご異議ないようですので議案第 12 号は異議なしとすることに決しました。

次に、議案第 13 号、資料 14 ページになります。

議案第 13 号「男鹿市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

はい。それでは議案第 12 号でもご説明しました提案理由と同様、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の背景や本市の状況は、先の議案第 12 号でご説明した内容と同様でございます。

次のページをご覧ください。新旧対照表ですが、33 ページまでの下線が引かれた改正箇所ですが、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う利用定員や保育の必要性に応じた優先的な選考について、新たに規定基準を加えることによる改正内容となっております。施行期日は公布の日からです。

説明は以上です。

【教育長】

今説明がございましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【教育長】

湊課長、男鹿市への影響があるものですか。

この、改正に伴う影響というか、33 ページまでかなり新旧対象表の量が相当多いんですけども。

【教育総務課長】

はい。先ほど千釜主幹から説明があったとおり、議案第 12 号と同じような内容となっております。男鹿市では、連携施設もありますし、影響はありません。

ただいづみ幼稚園さんの方で本事業を実施する意向があった場合のため、この条例を改正し整えておくということになります。

【教育長】

他にご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【教育長】

それではご質問ないようですので議案第 13 号は異議なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】

ご異議ないようですので、議案第 13 号は異議なしとすることに決しました。

次に、議案第 14 号、34 ページになります。

男鹿市立小中学校通学区域に関する規則及び男鹿市立学校給食共同調理場等管理規則の一部を改正する規則について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【教育長】

湊課長。

【教育総務課長】

はい。それでは説明いたします。

議案第 14 号は、男鹿市立小中学校通学区域に関する規則及び男鹿市立学校給食共同調理場等管理規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき制定するものです。

提案理由は美里小学校の閉校に伴い、関係規則の一部を改正するものです。

次のページと 36 ページをご覧ください。

美里小学校が船越小学校に統合することに伴い、学校の通学区域が変更になります。改正前の美里小学校区が削除され、改正後の船越小学校区に追加となります。

また、美里小学校が船越小学校に統合することに伴い、下段の方になりますが、男鹿市立学校給食共同調理場管理規則の一部を次のように改正となります。

37 ページをご覧ください。

男鹿市立若美学校給食センターの対象学校から美里小学校が削除されます。

この規則は令和 9 年 4 月 1 日から施行します。説明は以上です。

【教育長】

ありがとうございました。男鹿市独自の内容ということになりますけども、議案第 14 号につきましてご質問ございましたらお願いいたします。

【教育長】

ご質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【教育長】

それではご質問ないので議案第 14 号を原案の通り決定するということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】

それではご異議ないので、議案第 14 号は原案の通り、決定いたします。

次に、38 ページになります。

議案第 15 号男鹿市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【教育長】

湊課長。

【教育総務課長】

議案第 15 号は、男鹿市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、制定するものです。

こども未来課保育未来班の事務分掌の整備に伴い、関係規則の一部を改正するものです。

1 ページ飛びまして、41 ページの中段をご覧ください。保育未来班の事務分掌を改正前より、より詳細に改正後に定めております。

この規則は公布の日から施行します。説明は以上です。

【教育長】

議案第 15 号について説明がありましたが、ご質問ございましたらお願いいたします。

齊藤委員さんどうぞ。

【齊藤委員】

40、41 ページの正誤表で書かれている、「保育園」を「認定こども園」と変更とありますが、認定こども園はかなり前からあったと思うんですけど、今まで変更をしていなかったものを、今回の変更にあわせて、ついでに変えたという、そういう理解でいいですか。

要は、既に認定こども園として事務の分掌を取り扱っていたと思うんですけど、これまで規則を変えていなくて、今回現状にあわせて変えたということで、いいのですよね。それと、42 ページの改正後の項目 15 番に、消費者事故に関するということ記載が追加されているのですが、具体的にはどのような事務を行うのかということをお伺いします。

【教育長】

今 2 つのご質問ございましたが、千釜主幹。

【こども未来課主幹】

これまでの、事務分掌はざっくりとした内容になっていたのですが、子育て新制度になってから、認定こども園や給付制度など事業も細かくなりましたので見直しをしたところですよ。

それから 2 点目の消費者事故に関してですが、保育園で事故が起きたときに、重大事故にあたるもの、骨折からになります、重大事故が起こったときは、当日に消費者庁に報告をすることになっております。

なかなかその日のうちに報告は難しいのですが、園の方から情報いただいて、例えば病院の方で骨折と診断されれば教育委員会で、消費者庁に報告をして、後にそれが公表されるということになります。公表に関しては、保護者の同意を受けるものであります。

【齊藤委員】

子供の園で起きたそういう事故の同意に関する取り扱いということですね。

【教育長】

よろしいでしょうか。はい。

他にご質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【教育長】

それではご質問ないようですので議案第 15 号は原案の通り決定ということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】

ご異議ないようですので、議案第 15 号は原案の通り決定といたします。

次に議案第 16 号、43 ページになります。

旧払戸小学校解体工事請負契約の締結に関する意見についてこれを事務局から説明をお願いいたします。

【教育長】

湊課長。

【教育総務課長】

議案第 16 号、旧払戸小学校解体工事請負契約の締結に関する意見について、令和 8 年 6 月市議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び男鹿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負に対し、議会の議決を求めるため、教育委員会の意見を求めるものです。

次のページをご覧ください。契約の概要ですが、旧払戸小学校解体工事で、契約方法は条件つき一般競争入札で、工事請負予定金額は 1 億 5,279 万円。工事請負予定者は、男鹿市船川港船川字海岸通二号 6 番地 2、株式会社沢木組、代表取締役、沢木則明です。

5 月 20 日、解体工事の仮契約。6 月議会の可決を経て、7 月 10 日には本契約を締結する予定でございます。説明は以上です。

【教育長】

議案第 16 号については、事務局から説明がありましたが、このことについてご質問ございましたらお願いいたします。

【教育長】

入札参加した業者って何者でしたっけ。

【教育総務課長】

4 者です。

【教育長】

よろしいでしょうか。この後順調にいくと、7 月下旬から解体工事に入ることになります。

それではご質問ないようですので議案第 16 号は、異議なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】

ご異議ないようですので、議案第 16 号は異議なしとすることに決定いたします。

【教育長】

次に、日程第 5、報告事項に入ります。

報告事項が全部 7 件ですね。一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

それでは報告事項 1 のご説明をいたします。

教育委員会の定める規定の一部改正について、男鹿市教育委員会事務委員規則第 4 条の規定に基づき、教育委員会の定める規定の一部改正について専決しましたので、ご報告いたします。

改正した規定は、男鹿市教育委員会が管理する個人演説会の施設の程度及び納付すべき費用の額と、男鹿市スクールバス運行管理規程です。

改正理由は、美里小学校の閉校によるもので、専決日は 4 月 30 日です。

次のページをご覧ください。改正前の表から美里小学校を削除し、船越小学校にします。この告示は令和 9 年 4 月 1 日から、施行します。

48 ページをお開き願います。

男鹿市教育委員会告示第 6 号男鹿市スクールバス運行管理規程の一部を改正する告示を定めます。改正前の美里小学校児童の利用範囲を、船越小学校の通学区域に追加します。この告示は令和 9 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお開き願います。

報告事項 2、美里小学校統合準備委員会についてです。令和 9 年 4 月に美里小と

船越小のスムーズな統合に向け、協議するため、統合準備委員会を設置するものです。委員会委員はそれぞれの学区の地区代表と、両校のPTA代表と校長の計9名であります。

委員会では学校行事等の調整や、児童や保護者の交流、通学等について話し合います。委員会等のスケジュール予定ですが、第1回の会合を6月12日に開催する予定としております。児童の交流事業や通学方法、スクールバスや統合に係る予算措置状況について説明をいたします。

49ページをご覧ください。スケジュールの予定のご説明をします。7月上旬には保護者説明会を開催。7月下旬には、2回目の準備委員会を開催し、スクールバスの運行について、交流事業の実施計画や、体育着の支給、閉校事業や引っ越しについての説明をする予定です。10月31日には閉校式、2月から3月にかけて体育着の支給、記念品の作成、記念誌を発行し、3月下旬には引っ越し作業、閉校、4月1日に統合のスケジュールで進めて参ります。

統合関係予算は271万6,000円で、内訳は、次のページに書いてある通りでございます。

それでは、一旦、資料の方を戻りまして、報告事項2の別紙の方をお開きください。スクールバスの運行ルートが記載されているカラーの資料となります。令和9年4月からのスクールバスのルートとなります。黄色が五里合線です。五里合線は、中石発、朝の7時に発車しまして、終点までの距離が19.7キロ、片道19.7キロです。片道ざっと、1時間以内、60分近くかかるということになります。

左の表の前期と後期とありますが、このように2つに分かれているのは、前期は中石から鮪川を通して船越まで。後期は鮪川から中石を通して船越まで。地図に記載してされてあります通り、五里合を1周して、スクールバスが回って運行しておりますので、始発の児童さんの負担を軽減するため、始発、上段の前期は中石、後期は鮪川を出発するということで、ご負担を平準化するために、前期と後期と分けています。

続いて、赤の路線ですけれども、こちらの方は石田川原、五明光の方から道村を通して船越まで行く路線となります。発車時刻が7時18分発、終点までの通学距離が18.5キロメートル、約40分かかる予定です。

下の青い線です美里線に、これは鵜木から長根を通して船越まで行くルートとなっております。鵜木7時37分発、距離が片道8.5キロ、片道20分ほどを予定しております。

こちらの方には船越駅着と記載はしているところですが、この後、統合準備委員会等でもいろいろ話し合っていくことになると思います。学校の前、船越小学校の前までのルート設定になるかどうか、これから協議をしていく予定としております。

報告事項2の説明は終わります。

【こども未来課長】

続きまして私の方からこども未来課の報告事項についてご説明いたします。

資料の51ページをお開きください。報告事項(3)令和7年度社会福祉法人男鹿保育会の決算状況について報告いたします。

初めに、歳入でございます。R7決算額Bの欄をご覧ください。指定管理料5億9,895万6,280円。利子15万8,573円で、合計5億9,911万4,853円となっております。

次に、歳出でございます。同じく、R7決算Bの欄をご覧ください。人件費に4億

6,387万32円。事業費に7,501万5,185円。事務費に6,022万9,636円をそれぞれ支出しております。

令和6年度の決算との比較でございます。資料右端のB-Cの欄の一番下をご覧ください。合計が3,322万5,318円の増額となっております。主な増減要因につきまして3つの項目に分けてご説明いたします。

初めに人件費であります。1,271万6,410円の増となっております。これは法人職員5名及び臨時職員2名の増員、給料及び賃金単価の引き上げ。そして、市に準じた期末勤勉手当の支給。額が4.6ヶ月から4.65ヶ月改定によるものであります。

次に、事業費についてであります。72万4,263円の増となっております。主な要因は、船越こども園開園に伴う水道光熱費などの419万9,710円の増及び保育支援システムの増設に伴う賃借料336万693円の増であります。

一方で減額項目として、令和6年度に船越こども園の給食の食器など開園に伴う準備費用が不要になったことによる保育材料費303万3,385円の減や、旧船越保育園から船越こども園となり、暖房が灯油からガスへの変更に伴う燃料費196万1,587円の減であります。

最後に事務費についてであります。1,978万4,645円の増となっております。これは主に船越こども園のLED化やエアコン、床暖房の修繕費用が1,160万8,850円発生したことによるものであります。

以上が令和7年度の決算状況でございます。今後とも、安定した保育運営と施設環境の維持に努めて参ります。

最初の議案書の資料に戻りまして、52ページ。報告事項(5)をご覧ください。今年度も資料にある通りの趣旨で、委員の皆様の学校訪問を実施したいと考えております。現在日程調整中ですが、今週そろいました学校から出された日程を見ると、昨年並みに7月実施が現実的ではないかと思われまゝす。もちろんこの後お電話で委員の皆様には確認をし、決定して参りますが、現在のところ7月の前半、1週目から3週目までがいいのではないかと考えて調整しております。この後、お電話で皆様に確認したいと思ひます。

当日は各校長による学校経営説明があります。学力向上、学校と地域が一体となった活動、男鹿に特化したふるさとキャリア教育などについて、具体的な取り組みについて、各校長がまとめた男鹿市教育のさらなる挑戦をもとに説明する予定です。授業参観は1学級5分程度になると思いますが、参加後、委員の皆様には、感想を校長にお伝えいただければと思ひます。3日間で実施したいと考えております。これも調整中ですが、せっかくの機会ですので、ぜひ昼食には、学校給食を試食していただきたいと考えております。いずれも試食を含めて、13時ぐらいまでに終了する日程でいきたいと考えております。日程調整後細かな計画なども随時お伝えして参りますので、どうかご対応のほうよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【教育総務課長】

それでは私からは報告事項6クマの対策についてのご説明をいたします。別冊の資料をご覧ください。

まずは、スクールバスの対応です。5月18日月曜日より、子供たちの乗降場所までの送迎ができない保護者の児童生徒さんについては、より自宅に近い場所での乗降を実施しております。船川第一小学校では、朝の登校の際、スクールバスが学校の前まで坂を上って児童を下車させる対応をしているところです。また保護者の方たちも、学校の前まで送迎ができる対応をとっております。

こちらの方に実施路線及び人数が書いておりますけれども、スクールバスの利用者 168 名中の 34 名が今回の自宅に近い乗降場所の利用希望ということで、34 名の方のルートを設定して運行をしているところです。

去年は 11 月、12 月、また 1 月と、クマ対応ルートに変更したところでしたが、2 月になりまして、クマの冬眠等の関係で一旦、解除していましたが、また 4 月から目撃情報が多々寄せられている中で、5 月からクマ対応ルートで運行しているところです。

公民館・図書館の対応ですが、玄関の自動ドアを手動ドアに切り換えております。また窓口に熊スプレーを設置、クマ注意のパンフレットを設置して注意喚起をしております。また有害鳥獣誘引樹木伐採補助金のポスター掲示及び申請書の設置しております。委員の皆さんご存じかと思いますが、柿や栗といった有害鳥獣を引き寄せる樹木の伐採及び処分に係る費用の一部、上限 5 万円ですけれどもこちらを補助する制度を市の方で行っております。

園・学校での対応ですが、クマ対応マニュアルの策定をしております。避難訓練も実施しておりますし、また、周辺が目撃情報等があった際は散歩や外遊びをすぐ中止して、安全確保となっておりますし、保護者へメール配信での注意喚起をしております。また、クマスプレー、本、ポリス笛、鈴等の配備をしております。周辺の草刈、誘引物の管理では、協本第一小学校の周辺の藪を、先日伐採しました。これは県の助成を活用して伐採しております。

報告事項の 6 についての説明は以上となります。

続いて、報告事項 7、本日、机上の方に配布しております資料です。

市民憲章推進協議会の解散について、こちらの方のご説明をいたします。市民憲章とは、市民自らが住みよいまちづくりを進めるための行動指針や生活の規範で、郷土愛と市民としての誇りを持ち、皆で協力し、理想のまちを実現しようという、目標です。

男鹿市では昭和 47 年 5 月 3 日に設定、旧若美町は昭和 49 年に制定、合併後の平成 18 年 7 月 1 日に旧男鹿市の内容で制定しております。

この市民憲章の推進に関わる活動ですけれども、花いっぱい運動ですとかクリーンアップ、公民館まつりや新春を語る会などの地域活動を、市内 9 地区の男鹿市民憲章推進協議会で実施してきたところです。しかしながら協議会としての独自の活動は長らく困難な状況にあり、協議会の存続が有名無実化してきておりました。その役割を十分に果たしたことに加え、また地域からの補助金申請負担の軽減の観点からも、令和 8 年度末をもって協議会の解散の考えに至ったところでございます。

コミュニティ活動推進支援メニューで、企画政策課が所管をしている地域振興基金活用事業補助金制度があることから、こちらの補助金を活用してコミュニティ活動を継続して続けていけますよう、補助金対象要綱の限度額や、対象団体等の見直しを図ってまいります。

秋田県内の自治体の状況につきましては、市民憲章を制定しそれを推進するための協議会の開催や、事業を実施している自治体は、現在秋田市と男鹿市のみであり、市民憲章の理念はあるが、住民の理念としてのみ上げている自治体が大多数である状況でございます。こういったことから、今年の 2 月から 3 月にかけて、各地区を回り、協議会の今後のあり方に関する意見交換会を実施し、解散についての説明をいたしました。結果、全地区から協議会開催について合意をいただきました。

各地区の委員からは、地域活動の参加者は年々減ってきているが、活動は継続していきたいとの要望を受けまして、活動に対しての補助は減額せず、先ほども説明

しましたが、地域振興基金活用事業費補助金を活用しながら、地域の活動を支援していく案で現在企画政策課と補助金の制度の見直しを協議しているところです。

市民憲章の理念については様々なご意見をいただきましたが、このまま残すこととしております。

スケジュールですが、5月15日に議会でご説明をしました。22日の総会で解散に係る報告をしております。来年の令和9年3月には、解散に伴う臨時総会を実施する予定です。教育総務課からの説明は以上となります。

【教育長】

ありがとうございました。

報告事項(6)クマ対策の報告がありました。今朝、市スクールバスの運転手が運行開始前に樺の漁港よりちょっと船川よりの方、集落のすぐ近くですけども、そこで道路を横切ろうとした体長1.5メートルくらいのクマを目撃したということです。直ぐに伊藤課長を通して、南中と船一小の方には、こういう状況なので注意して欲しいという情報を送ったところであります。

5月に入ってからかなり目撃情報増えておりまして、対応方法も含め市全体として進めなきゃいけないということで、この後対策会議を行う予定です。

これから先、安心できないことは確かになりますが、まずは子供の安全確保を最優先として万全の対策をとっていきたいと考えております。

【教育長】

今報告事項7件につきまして事務局から説明がありました。ご質問ございましたらお願いいたします。

はい。古仲委員さんどうぞ。

【古仲委員】

少し遡ります。旧払戸小学校の解体なんですけども、ここで議論することじゃないかもしれないんですけども。解体する学校と解体しない学校があるのは、何か基準があるかなと思って。例えば、北浦地区でも解体しないような学校あって、旧払戸は解体するのはどういうことなのかというのと。

【教育総務課長】

現在、解体の予定をしている廃校舎ですけども、旧払戸小学校と旧船川南小学校の2校がございます。

解体する。しない。その判断は耐震が図られているかどうかというところですよ。旧払戸小学校と旧船川南小学校は、耐震が施されておらず危険ですので、利活用をするということはちょっと考えにくいです。

他の旧男鹿北中学校ですとか旧潟西中学校、こちらの校舎の方は、耐震の機能がありますので、またこれから利活用が考えられるという、そういう線引きになります。以上です。

【教育長】

他にご質問ございましたらお願いいたします。

山王丸さん、もしありましたらどうぞ。

【山王丸委員】

旧払戸小の解体は大体工期はどれぐらいで見ているんでしょうか。

【教育総務課長】

今7月から着工予定ということで、2月ぐらいまではかかる予定でおります。

【教育長】

よろしいでしょうか。

それではご質問ないようですので報告事項については、このぐらいにしたいと思います。

【教育長】

次に、日程の第6その他、令和8年度教育委員会会議の開催計画について事務局からお願いします。

【教育総務課長】

それでは、教育委員会会議の開催計画についてご説明いたします。

次は、8月21日に第4回教育委員会会議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また先ほどもご報告しましたが、10月31日に美里小学校の閉校式がありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【教育長】

それではその他について、ご質問あればお願いいたします。

はい。どうぞ、三浦委員さん。

【三浦委員】

総合教育会議の日程が10月にあるが、毎年12月、1月頃に計画していたと思うが、今年度は早まったのでしょうか。

【教育総務課長】

できれば来年度の当初予算を組む前の時期にというところで10月に日時を設定していきたいと考えておりますけれども、総務課と協議をして決めていきます。例年通り年明けの1月になる可能性もあります。

【教育長】

総合教育会議の中で、こういうことを今実現しようとするには、やっぱり予算的な措置が必要だとなります。すぐ来年の予算に組み込んで実現するとなれば、やはり10月ごろがいいのではないかなということと、もう1つは、もしすぐに何か改善する場合、改善するべきことが提案された場合は、できるだけ年度内にすぐ改善に向かえるようにということで、10月頃が1つ時期としてはいいのではないかなということでの提案になります。

【教育長】

他にございませんでしょうか。

【教育総務課長】

ユニ・チャーム株式会社から寄付の事業を受託した大津コーポレーションさんから、市内の小学校の4年生から中学校1年生までの女子児童生徒に対し初経教育セット、生理の初潮の教育セットの方の寄付の申し出がありました。

昨日、今日で全部の学校の方にも納められたという報告がありました。生理用のナプキンですとか、リーフレット等ですとか、思春期の子供たちの心や体の変化に対して、月経の仕組みを伝えるだけではなく、正しい情報を知ること、大人へのステップアップして欲しいという思いからの寄附と伺っております。株式会社大津コーポレーションは、宮城県多賀城市にあり、代表取締役が栗村美香さん。市の児童生徒に、194セット、寄付をいただいておりますのでご報告いたします。

【教育長】

報告事項につきまして他にご質問ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

【教育長】

それでは他に委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

【教育長】

よろしいでしょうか。それでは本日の全日程が終了いたしました。

以上をもちまして令和８年第３回教育委員会会議を閉会といたします。大変お疲れ様でした。